

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年9月

私は、昭和36年当時、居住していたアパートに地区の集金人が来訪し、国民年金の加入を勧められたことから、夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付するとともに、申立期間②の国民年金保険料を集金人に納付していたことを示す国民年金保険料預り証を保管しているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる上、申立人が保管している昭和38年度の国民年金保険料預り証によれば、申立期間②の欄には、社会保険庁の記録上、納付済みとされている期間と同様の日付の記載及び集金人の預り印が確認できる。

また、申立期間②は、1か月と短期間であり、申立人の夫は納付済みとされている上、申立期間②前後の期間は納付済みとされており、申立期間②前後を通じて、申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間②の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年1月に申立人の夫と連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①のうち、36年4月から同年9月までの期間は時効により納付できな

い期間であり、36年10月から38年3月までの期間は過年度納付によることとなるが、集金人では、過年度保険料を収納できなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の夫も当該期間は未納とされており、ほかに申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から46年3月まで

私は、20歳になった時、母親の国民年金保険料を集金に来ていた集金人に勧められたことから、その集金人に、国民年金の加入手続を行うとともに、母親及び姉を併せた三人分の国民年金保険料を毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年6月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は過年度納付によることとなるが、集金人では過年度保険料を収納することはできなかつたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間に係る申立人の母親及び姉を併せた三人分の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立人の姉も、申立期間は申請免除期間又は未納期間とされているなど、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 10 月まで

私は、20 歳になった時、母親から国民年金に加入して保険料を納付するように強く言われたことから、母親と一緒に市役所へ出向き、国民年金の加入手続を行うとともに、納付書により銀行で国民年金保険料を毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録によれば、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月までの期間は、国民年金の未加入期間とされている上、63 年 4 月から同年 10 月までの期間は、婚姻後、平成 10 年 10 月に国民年金第 3 号被保険者の届出をした際に生じた未納期間とされており、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、戸籍の附票によれば、昭和 63 年 5 月に A 市から B 市に転入しているが、金融機関において納付された国民年金保険料が異なる市町村において連続して事務処理に不手際が生じたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料の納付金額、納付書の様式について記憶が明確でなく、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 44 年 3 月まで

私は、20 歳になった時、父親が国民年金の加入手続を行うとともに、母親が両親の分と併せて家族三人分の国民年金保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 2 月ごろに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、42 年 6 月から同年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、20 歳になった時、父親が、国民年金の加入手続を行うとともに、母親が両親の分と併せて家族三人分の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は申立期間直後の昭和 44 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を 45 年 2 月にさかのぼって納付していること、及び 45 年 1 月以降の国民年金保険料を両親と同一日に納付していることが確認できることから、申立人の母親が申立人の国民年金保険料の納付を始めたのは、45 年 2 月ごろと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続をしていたとされる申立人の父親は既に他界しており、国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、国民年金保険料の納付金額等につい

て記憶が明確でなく、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 438 (事案 374 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 57 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 57 年 11 月まで

私は、平成 21 年 2 月 27 日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない旨の通知を受けたが、昭和 36 年 4 月から国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人又は金融機関で納付していた強い記憶があるとともに、その後、36 年当時の国民年金保険料額が 100 円であったことを思い出したほか、元夫から、申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料の納付を裏付ける証言が得られたことから、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和 36 年 4 月ごろに自宅を訪れた市役所職員から勧められ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、社会保険庁の記録上、57 年 12 月 27 日に任意加入したことから、申立期間は未加入期間とされている上、申立期間当時の国民年金手帳の表紙の色及び様式並びに国民年金保険料額等について記憶が明確でなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間は 21 年 8 か月と長期間に及んでいる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金保険料を納付していたとする集金人も特定できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 36 年当時の国民年金保険料額が 100 円であったこ

とを思い出したほか、申立人の元夫から、申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料の納付を裏付ける証言が得られたことから、36年4月から国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人又は金融機関で納付していたと主張しているが、申立人が思い出したとする国民年金保険料額は36年当時の金額のみであり、それ以外の申立期間に係る金額は記憶しておらず、申立人の元夫の証言についても、申立人の元夫は、当初、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料の納付等について記憶は無いと供述しており、その証言は明確な記憶に基づくものとまでは考え難く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。